



山県市公契約基本条例 逐条解説



令和8年●月
山県市



はじめに

○ 山県市条例とは…

山県市の自治権に基づき、山県市議会の議決によって定められる自主法です。

日本国憲法（抄）

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方自治法（抄）

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に關し、条例を制定することができる。

◎参考

公契約における労働条項に関する条約（第94号）（日本は未批准、仮訳）※ILOのHPから

国際労働機関の総会は、

国際労働事務局の理事会によってジュネーヴに招集され、且つ千九百四十九年六月八日を以てその第三十二回会議を開催し、

この会議の会議事項の第六項目である公契約における労働条項に関する提案の採択を決議し、且つこの提案は条約の形式によるべきものなることを決定したので、

千九百四十九年の労働条項（公契約）条約として引用することができる次の条約を千九百四十九年六月二十九日に採択する。

第1条 目的

（目的）

第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、両者が一体となって公契約の適正な履行及び労働環境の確保に取り組み、もって良好な公共サービスの提供並びに地域経済の循環及び活性化を図ることを目的とする。

【解説】

この条例が達成しようとする「目的」の規定であり、直接目的（公契約に係る基本理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにする）、達成手段（市及び受注者が一体となって公契約の適正な履行及び労働環境の確保に取り組む）及び最終目的（良好な公共サービスの提供並びに地域経済の循環及び活性化を図る）という要素で構成しています。

なお、こうした条例においては、確保すべき賃金下限を契約に記載することなどを定める条例もありますが、本条例は労働条件等整備を受注者の責務とすることを理念的に定めるなどの趣旨の条例としています。

第2条 定義

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公契約 市が発注する工事、業務委託その他の請負契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理に関する協定をいう。
- （2）受注者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- （3）下請負人 受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいう。
- （4）受注者等 受注者及び下請負人をいう。
- （5）労働者等 公契約に係る業務に従事する者であって、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者及びこれと同視すべきものと市長が認める者をいう。

【解説】

この条例で使われている用語のうち、多義的な意味を持ち得る用語について、その認識を共通化するため、特別な定めがない場合における意味を明確化しています。

(1) 公契約について

市が発注する工事請負契約、業務委託契約やその他の請負契約のほか、地方自治法に定める公の施設の「指定管理」に関する協定を含みますが、労働力を主要素としない売買契約、土地購入契約や賃貸借契約等は含みません。

地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 略

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～11 略

(2) 受注者について

市と公契約を締結した者のほか、締結しようとする者も含み、市内に事業所等が存在するかどうか関係なく、営利・非営利等も問い合わせません。

(3) 下請負人について

受注者や市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいいます。そのため、下請負人が請け負った公契約の一部を別の下請負人が請け負う者も含むこととしています。

(5) 労働者等について

労働基準法の「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業や事務所に使用され、賃金を支払われる者となっています。そして、これと同視すべきものと市長が認める者も含め、公契約に係る業務に従事している者を「労働者等」と定義しています。なお、公契約に係る下請業者や再委託業者において従事する者を含んでいます。

労働基準法

(定義)

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 公契約は、次に掲げる事項を基本として実施されなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 適正な履行及び品質を確保すること。
- (3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること。

【解説】

公共事業等は、公共資産の形成や市民への行政サービスの提供と密接に関連することから、市民生活の水準の維持及び向上に重要な役割を示しています。

(1) について

限られた予算を適正かつ効率的に執行するため、一般競争入札の拡大を視野に、入札参加者間の適正な競争を促進するとともに、より一層の公契約に関する情報を公開することによって、入札・契約制度の公平性、公正性、透明性及び競争性の確保に努め、かつ、不正行為を排除していくこうとする趣旨です。

(2) について

適正な公共資産が形成されるため、公契約が適正に履行され、公共事業等の良好な品質が保たれるようにしていこうとする趣旨です。

(3) について

市民の安心、住民生活の向上、地域社会の持続的発展を目指すためにも、公契約に係る業務に従事する労働者等の雇用環境の安定確立に努めるとともに、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件の確保を目指していくこうとする趣旨です。

(4) について

地域経済が発展し、市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に配慮するように努めることとしています。また、地域経済の発展には、市内事業者の受注機会の確保も必要になってきますので、適正な競争を保ちつつ、市内事業者の優先発注に努めることを、本条例の第14条に規定しています。

第4条 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、適正な公契約の実施に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

【解説】

前条の基本理念に基づき、入札・契約制度における公正性・透明性・競争性の確保、適正な価格による公契約の推進などの取組を総合的に実施することを市の責務としています。

第5条 受注者等の責務

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、この条例の趣旨を踏まえ、市が実施する適正な公契約の実施に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

受注者等は、本条例の趣旨を踏まえ、公契約の当事者として、市が実施する適正な公契約の施策に協力するよう努めなければならないことを規定しています。具体的には、労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働派遣法、建設業法等の法令遵守（コンプライアンス）のほか、社会的責任でもある環境への配慮、省エネへの取組み、情報管理の徹底、個人情報保護、障がい者の雇用、雇用機会均等の確保などが想定されています。

第6条 契約方法

(契約方法)

第6条 市は、公契約の締結に当たっては、契約の性質及び目的を踏まえた適切な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行うように努めなければならない。

【解説】

公契約の締結に当たっては、事後審査型制限付き一般競争入札等の一般競争入札を原則としつつも、個々の契約の性質や目的に応じて円滑かつ効果的な契約の履行がなされるよ

う、指名競争入札や随意契約等による締結も実施しています。

この場合、指名競争入札においては総合評価の落札方式を採用したり、価格のみで判断することが適正でない場合などの際には、プロポーザル方式等による契約方法も採用しています。引き続き、個々の契約の性質や目的に応じて円滑かつ効果的な契約の履行がなされるよう、その内容に適した契約方法を選択することとします。

地方自治法

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に対する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

地方自治法施行令

(指名競争入札)

第一百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第一百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第二百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。**
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。**
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。**
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。**
- 八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。**
- 九 落札者が契約を締結しないとき。**
- 2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。**
- 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。**
- 4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。**

第7条 契約条件

(契約条件)

- 第7条 市は、公契約に係る契約内容の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の条件が適切なものとなるよう努めなければならない。**
- 2 市は、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での公契約の締結を防止するとともに、品質の向上が図られる場合は、受注者等の能力など価格以外の多様な要素をも適切に評価することにより、価格及び品質が総合的に優れた内容による契約をするために必要な措置を講ずるものとする。**

【解説】

市は、工事等の品質を確保するため、入札の実施にあたり、予定価格の算出の際には市場価格や労務単価などの経済社会情勢を十分に検討し、適切に算出することとします。

同時に、事業者においても、その申込みに係る価格（入札書等に記載する価格）の算出の際には、契約の履行にあたり必要な労務費やその他の経費を適切に積算し、労働条件の悪化や下請負人へのしわ寄せが生じないようにするよう努めなければならないこととします。

また、市は適切な公契約の締結のため、公契約の大前提となる公正な競争環境を確保した上で、適正な履行が通常見込まれない低価格での契約の締結（ダンピング受注）を防止するとともに、品質の向上が図られる場合は、受注者の能力など価格以外の多様な要素をも評価する方法（総合評価落札方式、プロポーザル方式等）を選択する措置を講ずることとします。

地方自治法

（契約の履行の確保）

- 第二百三十四条の二** 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

（発注者等の責務）

- 第七条** 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

- 二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 三 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴すことその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
- 四 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあっては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあっては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。
- 五 その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
- 六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。
- 七 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。
- 八 地域における公共工事の品質確保の担い手がその地域で十分に普及していない技術を円滑に習得することができるよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、当該技術を有する民間事業者と当該地域の民間事業者との連携及び技術的な協力のために必要な措置を講ずること。
- 九 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。
- 十 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第十二号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百二十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

- 十一** 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。
- 十二** 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなつたときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。
- 十三** 公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定めの適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。
- 十四** 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、積極的な情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。
- 十五** 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2～7 略

第8条 適正な価格の積算

（適正な価格の積算）

第8条 市は、公契約の発注に当たっては、経済社会情勢の変化及び市場における労務、資材等の最新の実勢価格を考慮した適正な積算を行わなければならない。

2 受注者は、公契約の内容に適した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適切に積算するよう努めなければならない。

【解説】

将来にわたって安全・安心な社会インフラを維持していくためにも、公共工事等の品質を確保していく必要があります。そのため、入札の実施にあたり、予定価格の算出の際には市場価格や労務単価などの経済社会情勢を十分に検討し、適切に算出しなければならないことを規定しています。

同時に、受注者においても、その申込みに係る価格（入札書等に記載する価格）の算出

の際には、契約の履行にあたり必要な労務費やその他の経費を適切に積算し、労働条件の悪化や下請負人へのしわ寄せが生じないようにするよう努めなければならないことも規定しています。

なお、こうしたことは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七法律第十八号）にも規定されているところです。

第9条 発注規模の適正化

（発注規模の適正化）

第9条 市は、適正かつ合理的な規模での発注に努めなければならない。

【解説】

工事の発注規模や入札参加条件等については、工事内容や工事費、地域の実情等を適切に考慮して設定されるべきものです。この場合、市内業者の活用も視野に入れた適正な規模での発注にも努める必要があることを規定しています。なお、不調・不落が生じている場合においても、複数工区をまとめて発注するなどの安易な方法のみにとらわれず、多角的な視点からの発注を適宜検討することも想定しています。

第10条 発注時期等の適正化

（発注時期等の適正化）

第10条 市は、業務の重要性、緊急性及び効率性を考慮しつつ、受注者等による計画的な雇用の確保及び担い手の処遇改善等にも資するよう、適正な時期の発注及び契約期間の設定に努めなければならない。

【解説】

公契約の発注が特定の時期に集中すると、繁忙期のみの短期間の不安定な雇用などが生じる可能性があります。こうしたことを避け、適切な労働環境を確保するため、公契約の性質や目的に応じて、工事においては債務負担行為の設定（年度を超えた将来にわたる債務）により、施工時期が集中しないよう計画的に発注を行うとともに、契約の履行に必要な期間を十分に確保し、適切な契約期間を設定するよう努めなければならないことを規定しています。

地方自治法

(会計年度及びその独立の原則)

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(債務負担行為)

第二百四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

第11条 適正な労働条件の確保

(適正な労働時要件の確保)

第11条 受注者等は、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件の確保に努めなければならない。

【解説】

労働基準法等の遵守にとどまらず、業務の履行体制（主任技術者や現場代理人の配置、下請業者や再委託業者との関係等）についても適正に確保されることが求められています。

労働基準法

(労働条件の原則)

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(労働条件の決定)

第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

2 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

(均等待遇)

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

(男女同一賃金の原則)

第四条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(強制労働の禁止)

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不當に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

(中間搾取の排除)

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(公民権行使の保障)

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(受注者等の責務)

第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3 公共工事等を実施する者（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

4 公共工事等を実施する者は、その使用者の有する能力に応じた適切な待遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

5 前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。

第12条 下請負人との契約

(下請負人との契約)

第12条 受注者等は、建設業法（昭和24年法律第100号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）その他関係法令を遵守し、下請負人との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。

【解説】

この条は、事業者等における法令遵守と、下請負人との公正な契約締結について定めるものです。なお、「下請代金支払遅延等防止法」とは、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」のこと指しています。

建設業法

(建設工事の請負契約の原則)

第十八条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

以下 略

建設業法

(下請代金の支払)

第二十四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相應する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。
- 3 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

(製造委託等代金の支払期日)

- 第三条** 製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日(役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。)から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- 2** 製造委託等代金の支払期日が定められなかつたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して製造委託等代金の支払期日が定められたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が、それぞれ製造委託等代金の支払期日と定められたものとみなす。

第13条 市内業者の活用

(市内業者の活用)

- 第13条** 市は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、地域経済の健全な発展に配慮し、市内に事務所又は事業所を有する業者(以下「市内業者」という。)の積極的な活用に努めなければならない。
- 2** 受注者等は、下請負人を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内業者の積極的な活用に努めなければならない。

【解説】

地域の防災力・復興力の向上のため、そして地域経済の発展には、地元企業の持続的発展が不可欠です。そこで、市内事業者(市内に事務所又は事業所を有する業者も含みます。)の受注機会の確保を図るため、競争性を確保しながら市内事業者の優先発注に努めなければならないことを規定しています。このことにより、市内事業者の労働条件の改善が図られるとともに若年層の新規就労の促進や人材育成も期待できます。また、地域コミュニティや防災体制の維持・発展面でも、市内業者の受注機会を確保するように努めようとする規定です。

以上のこと踏まえ、受注者等は、下請負人を選定するときや資材等を調達するときにも、市内業者の積極的な活用に努めなければならないことを規定しています。また、市内に事務所又は事業所を有する業者がいない場合にも、今後のメンテナンス等も踏まえ、より近隣の業者に発注(近接性・補完性)しようとする趣旨も含んでいます。なお、こうしたことは「山県市中小企業及び小規模企業振興条例(令和元年山県市条例第13号)第11条の規定にも該当するものです。

山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例

(経営の安定化)

- 第11条** 市は、中小企業の経営の安定化を図るため、中小企業者及び小規模企業者の経営資源の強化及び資金調達の円滑化に向けた施策を促進し、中小企業及び小規模企業の経営基盤の強化に努めるものとする。
- 2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業及び小規模企業の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

第14条 報告及び調査

(報告及び調査)

- 第14条** 市長は、適正な労働条件の確保のために必要があると認めるときは、受注者等に対し必要な報告を求め、調査を行うことができる。

【解説】

市長は、前条に定める適正な労働条件の確保のために必要があると認めるときは、受注者等に対し必要な報告を求めることを規定しています。この場合において、報告だけではその適正性が判断できない場合などの際には、職員を派遣して立入調査を行うことができることを規定しています。ただし、当該立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとします。

第15条 指導等

(指導等)

- 第15条** 市長は、前条の報告又は調査の結果、適正な労働条件が確保されていないと認めるときは、受注者等に対し是正するよう指導することができる。
- 2 受注者等は、前項の規定による指導を受けたときは速やかに是正の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置を講じたときはその旨を市長に報告しなければならない。

【解説】

市長は、前条の報告や調査の結果、適正な労働条件が確保されていないと認めるとき

は、受注者等に対し是正するよう指導することができることを規定しています。その際、受注者等は、速やかに当該是正の措置を講ずるよう努め、措置を講じたときはその旨を市長に報告しなければならないことを規定しています。こうしたことを規定することにより、第3条に定める基本理念を実現しようとしているものです。

第16条 意見聴取

(財政措置)

第16条 市は、適正な公契約の実施に関する施策を行うために必要があると認めるとときは、学識経験者、受注者その他関係団体の意見を聞くことができる。

【解説】

基本理念の達成に向け、公契約に関する制度のより適切な運用を図るため、必要に応じ、学識経験者や事業者その他関係団体等からの意見聴取を行い、各種意見を反映しながら制度の運用の見直しなどを行っていくこととします。

第17条 委任

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

「市長が別に定める」ものとしては、「規則」のほか、「要綱」「要領」などがあり、山県市公文書規程（平成15年訓令甲第1号）により、告示・公告・訓令甲・訓令乙・内訓等で発令することとなっています。

山県市公文書規程

(文書の種類)

第7条 略

- (1) 令達文書
- (2) 往復文書
- (3) 前2号以外の文書

2 令達文書は、次のとおりとする。

- (1) 条例 地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第1項の規定により制定するもの

- (2) 地方自治法第15条第1項の規定により制定するもの
- (3) 告示 法令の規定により、又は行政処分で一般に告知するもの
- (4) 公告 告示以外の文書で一般に公表を要すると認められるもの
- (5) 訓令甲 庁中又は出先機関に対する命令で一般に知らせる必要のあるもの
- (6) 訓令乙 庁中又は出先機関に対する命令で一般に知らせる必要のないもの
- (7) 内訓 庁中又は出先機関に対する命令で機密に属するもの
- (8) 達 特定の個人又は団体に対して指示命令するもの
- (9) 指令 申請、問い合わせ等に対して指示命令するもの

附 則

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例の効力が発動する日を定めています。条例の内容が、市民の権利を制限したり、市民に義務を課したりしている場合には、公布日と施行日をずらし、一定の周知期間を設けることもあります。なお、地方自治法第16条第1項により、議会の議長は、条例制定の議決があったときは、3日以内に市長に送付することとなっています。また、同条第2項により、市長は、送付を受けてから20日以内に公布しなければならないこととなっています。この条例は、令和●年●月●日に議決され、令和●年●月●日に公布となりましたので、令和●年●月●日からの施行となっています。

ちなみに、「公布」の方法は、山県市公告式条例（平成15年山県市条例第3号）第2条第1項に基づき市長が署名し、同条第2項に基づく別表による「市役所前掲示場」「伊自良支所前掲示場」「美山支所前掲示場」の3箇所に掲示することとなっています。

地方自治法

- 第十六条** 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。
- 2** 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。
- 3** 条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

- 4** 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 5** 前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

山県市公告式条例

(条例の公布)

- 第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。
- 2** 条例の公布は、別表の掲示場に掲示することにより行うものとする。

別表(第2条関係)

山県市役所前掲示場

山県市伊自良支所前掲示場

山県市美山支所前掲示場

参考資料

山県市公契約基本条例（全文）

（目的）

第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、両者が一体となって公契約の適正な履行及び労働環境の確保に取り組み、もって良好な公共サービスの提供並びに地域経済の循環及び活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公契約 市が発注する工事、業務委託その他の請負契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理に関する協定をいう。
- （2）受注者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- （3）下請負人 受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいう。
- （4）受注者等 受注者及び下請負人をいう。
- （5）労働者等 公契約に係る業務に従事する者であって、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者及びこれと同視すべきものと市長が認める者をいう。

（基本理念）

第3条 公契約は、次に掲げる事項を基本として実施されなければならない。

- （1）公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- （2）適正な履行及び品質を確保すること。
- （3）労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- （4）地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、適正な公契約の実施に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

（受注者等の責務）

第5条 受注者等は、この条例の趣旨を踏まえ、市が実施する適正な公契約の実施に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（契約方法）

第6条 市は、公契約の締結に当たっては、契約の性質及び目的を踏まえた適切な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行うように努めなければならない。

（契約条件）

第7条 市は、公契約に係る契約内容の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の条件が適切なものとなるよう努めなければならない。

2 市は、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での公契約の締結を防止するとともに、品質の向上が図られる場合は、受注者等の能力など価格以外の多様な要素をも適切に評価することにより、価格及び品質が総合的に優れた内容による契約をするために必要な措置を講ずるものとする。

(適正な価格の積算)

第8条 市は、公契約の発注に当たっては、経済社会情勢の変化及び市場における労務、資材等の最新の実勢価格を考慮した適正な積算を行わなければならない。

2 受注者は、公契約の内容に適した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適切に積算するよう努めなければならない。

(発注規模の適正化)

第9条 市は、適正かつ合理的な規模での発注に努めなければならない。

(発注時期等の適正化)

第10条 市は、業務の重要性、緊急性及び効率性を考慮しつつ、受注者等による計画的な雇用の確保及び担い手の待遇改善等にも資するよう、適正な時期の発注及び契約期間の設定に努めなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第11条 受注者等は、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件の確保に努めなければならない。

(下請負人との契約)

第12条 受注者等は、建設業法(昭和24年法律第100号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)その他関係法令を遵守し、下請負人との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。

(市内業者の活用)

第13条 市は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、地域経済の健全な発展に配慮し、市内に事務所又は事業所を有する業者(以下「市内業者」という。)の積極的な活用に努めなければならない。

2 受注者等は、下請負人を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内業者の積極的な活用に努めなければならない。

(報告及び調査)

第14条 市長は、適正な労働条件の確保のために必要があると認めるときは、受注者等に對し必要な報告を求め、調査を行うことができる。

(指導等)

第15条 市長は、前条の報告又は調査の結果、適正な労働条件が確保されていないと認めるときは、受注者等に対し是正するよう指導することができる。

2 受注者等は、前項の規定による指導を受けたときは速やかに是正の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置を講じたときはその旨を市長に報告しなければならない。

(意見聴取)

第16条 市は、適正な公契約の実施に関する施策を行うために必要があると認めるときは、学識経験者、受注者その他関係団体の意見を聞くことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県公契約条例（平成27年岐阜県条例第21号）

（目的）

第一条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、その制度の適切な運用を図り、もって事業者等の経営の安定及び公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保その他の社会的責任を果たすための取組の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 県が発注する工事又は製造その他についての請負の契約をいう。
- 二 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- 三 下請負人 事業者その他県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいう。
- 四 事業者等 事業者及び下請負人をいう。

（基本理念）

第三条 公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民生活の水準の維持及び向上に重要な意義を有することに鑑み、そのサービス等の質を確保するとともに、事業者等の経営の安定によりその業務の担い手となる人材の確保及び育成のための適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保その他の社会的責任を果たすための取組が促進されるよう、県及び事業者等がそれぞれの役割を果たすことを旨として締結され、及び履行されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、事業者等による労働環境の整備その他の社会的責任を果たすための取組が促進されるよう、適切な公契約の締結及び公契約の適正な履行の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（事業者等の責務）

第五条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者としての社会的責任を自覚し、契約を適正に履行するとともに、県が行う公契約に関する制度の適切な運用を図るための取組に協力するよう努めなければならない。

（適切な公契約の締結）

第六条 県は、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での公契約の締結を防止するとともに、価格以外の多様な要素をも考慮することにより、総合的に優れた内容の公契約を締結するよう努めなければならない。

（適切な価格の積算）

第七条 県は、予定価格を定めるに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務そ

の他の取引価格等を考慮して積算するものとする。

2 事業者は、申込みに係る価格の算出に当たっては、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適切に積算するよう努めなければならない。

(発注の平準化等)

第八条 県は、事業者等による計画的な雇用の確保に配慮し、公契約の性質又は目的に応じて、特定の時期に集中しないよう計画的に発注を行うとともに、適切な契約期間を設定するよう努めなければならない。

(県内事業者の受注機会の確保)

第九条 県は、予算の適正な使用に留意しつつ、地域経済の健全な発展に配慮し、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会を確保するよう努めなければならない。

2 事業者等は、下請負人を選定するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、県内に事務所又は事業所を有する者を活用するよう努めなければならない。

(下請負人との契約)

第十条 事業者等は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負人との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

(意見聴取等)

第十二条 県は、公契約に関する制度の適切な運用を図るために講ずるに当たっては、必要に応じ、学識経験者、事業者その他関係団体の意見の聴取等を行うものとする。

(実施状況の公表等)

第十三条 県は、公契約に関する制度の適切な運用を図るために講じた措置の状況を公表するとともに、市町村に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(指定管理者の選定等)

第十四条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）に行わせようとするときは、この条例の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する

【はしがき】

この「逐条解説」は、条文等を解釈するに当たって、①他の法令・法規集を持参する必要がないようするため、②他の法律・条例等を引用する際に、なるべく主觀的（恣意的）な引用とならないよう、原文（発行時時点のもの）を引用するようにしています。



山県市公契約基本条例逐条解説

令和8年●月発行

編集：山県市

発行：山県市

岐阜県山県市高木1000番地1

〒501-2192 ☎ (0581)22-2111 (代表)